

【申告書の書き方】

申告書の各項目に記入してください。

- 給与・公的年金等の収入があった方 … 申告書表面 ㉔㉕、㉖㉗、㉘㉙
- 事業や不動産による収入があった方 … 申告書表面 ㉚㉛、㉜㉝、㉞㉟
- 令和元年(平成31年)中に収入がなかった方 … 申告書表面 ㊱㊲、申告書裏面 (1)(2)(3)

申告書 表面

記入例

令和2年度分 市民税・県民税申告書										表																																					
田辺市長 宛て		現住所 田辺市新屋敷町1番地		1月1日現在の住所 田辺市高雄一丁目23番1号		フリガナ タナベ タロウ		氏名 田辺 太郎		個人番号(12ケタ) 123456789012																																					
出生年月日 2 3 4		生年月日 大(昭)平(令) 33.2.2		電話番号 26-9920		業種・職業 または勤務先 農業		JC		※市役所処理欄 番号確認 <input type="checkbox"/> 担当者 本人確認 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> 車庫支取書 税務5 オンライン																																					
<p>3 所得から差し引かれる金額に関する事項</p> <p>⑩ 雑損控除 損害の原因 損害年月日 損害を受けた資産の種類 雑損控除 損害金額 保険金などで補填される金額 慰労金等のうち災害被害者支出の金額 ⑪ 医療費控除 支払った医療費等 保険金などで補填される金額 180,000 50,000 ⑫ 社会保険料控除 社会保険の種類 支払った保険料 国民健康保険 250,000 介護保険 後期高齢者医療保険 国民年金 196,080 合計 446,080 ⑭ 生命保険料控除 新生命保険料の計 旧生命保険料の計 48,000 24,000 新個人年金保険料の計 旧個人年金保険料の計 120,000 介護医療保険料の計 36,000 ⑮ 地震保険料控除 地震保険料の計 旧長期損害保険料の計 22,000 16,000 ⑯～⑰ 寡婦(寡夫)、 勤労学生控除 (⑯ <input type="checkbox"/> 寡婦(寡夫)控除 <input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 生死不明 <input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> 未婚) (⑰ <input type="checkbox"/> 勤労学生控除 (学校名)) ⑱ 障害者控除 氏名 田辺 花子 障害の程度 1 ⑲～㉑ 配偶者控除・ 配偶者特別 控除・同一 生計配偶者 氏名 田辺 一代 生年(大・昭・平・令) 34.3.3 配偶者の 合計所得金額 310,000 個人番号 246801357924 ⑳ 扶養控除 1 氏名 田辺 一郎 生年(大・昭・平・令) 13.5.5 <input checked="" type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居 続柄 子 個人番号 9998887776666 控除額 33 2 氏名 田辺 タキ 生年(大・昭・平・令) 11.4.4 <input checked="" type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居 続柄 母 個人番号 654321123456 控除額 45 3 氏名 生年(大・昭・平・令) <input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居 続柄 個人番号 控除額 4 氏名 生年(大・昭・平・令) <input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居 続柄 個人番号 控除額 ㉒ 16歳未満の 控除対象扶 養親族 1 氏名 田辺 花子 生年(平・令) 16.6.6 <input checked="" type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居 続柄 子 個人番号 543210987654 2 氏名 生年(平・令) <input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居 続柄 個人番号 3 氏名 生年(平・令) <input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居 続柄 個人番号</p>																																															
<p>4 所得から差し引かれる金額</p> <table border="1"> <tr><td>1 事業</td><td>営業等</td><td>ア</td><td></td></tr> <tr><td rowspan="2">業</td><td>農業</td><td>イ</td><td>1,800,000</td></tr> <tr><td>不動産</td><td>ウ</td><td>600,000</td></tr> <tr><td rowspan="2">利子</td><td>配当</td><td>エ</td><td></td></tr> <tr><td>給与</td><td>カ</td><td>1,650,000</td></tr> <tr><td rowspan="2">雑</td><td>公的年金等</td><td>キ</td><td>1,200,000</td></tr> <tr><td>その他</td><td>ク</td><td></td></tr> <tr><td rowspan="2">総合課税</td><td>短期</td><td>ケ</td><td></td></tr> <tr><td>長期</td><td>コ</td><td></td></tr> <tr><td>一時</td><td>サ</td><td></td><td></td></tr> </table> <p>2 事業 業 農業 ② 757,000 不動産 ③ 560,000 利子 ④ 配当 ⑤ 給与 ⑥ 988,800 雑 ⑦ 500,000 総合課税・一時 ⑧ 合計 ⑨ 2,805,800</p> <p>4 雑損控除 ⑩ 30,000 医療費控除 ⑪ 446,080 社会保険料控除 ⑫ 70,000 小規模企業共済等掛金控除 ⑬ 21,000 生命保険料控除 ⑭ 530,000 地震保険料控除 ⑮ 330,000 寡婦(寡夫)控除 ⑯ 勤労学生、障害者控除 ⑰～⑱ 配偶者控除 ⑲ 配偶者特別控除 ⑳ 扶養控除 ㉑ 780,000 基礎控除 ㉒ 330,000 合計 ㉓ 2,537,080</p> <p>5 給与・公的年金等に係る所得以外(令和2年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市民税・県民税の納税方法 <input type="checkbox"/> 給与から差引き(特別徴収) <input type="checkbox"/> 自分で納付(普通徴収)</p>												1 事業	営業等	ア		業	農業	イ	1,800,000	不動産	ウ	600,000	利子	配当	エ		給与	カ	1,650,000	雑	公的年金等	キ	1,200,000	その他	ク		総合課税	短期	ケ		長期	コ		一時	サ		
1 事業	営業等	ア																																													
業	農業	イ	1,800,000																																												
	不動産	ウ	600,000																																												
利子	配当	エ																																													
	給与	カ	1,650,000																																												
雑	公的年金等	キ	1,200,000																																												
	その他	ク																																													
総合課税	短期	ケ																																													
	長期	コ																																													
一時	サ																																														

※ 申告書表面の 2 所得金額、4 所得から差し引かれる金額 は、この用紙の裏面に記載しております
 収入金額等及び所得金額・所得から差し引かれる金額に関する事項 を参照の上、記入してください。

【寄附金税額控除】 ※申告書裏面(8)に記入してください。

あなたが令和元年(平成31年)中に都道府県、市町村、特別区、和歌山県共同募金会、日本赤十字社和歌山県支部又は和歌山県及び田辺市が条例で指定する法人・団体等に対して支出した寄附金の合計額が2千円を超える場合には、寄附金控除を受けることができます。

※寄附先が発行する領収書を添付又は提示してください。

寄附金控除額

* 基本控除額

[対象となる寄附金の合計額(総所得金額等×30%を限度とします。)-2千円]×10%

地方公共団体(ふるさと納税)への寄附金控除額

上記の基本控除額と次の特例控除額を足し合わせた額です。

* 特例控除額 (個人住民税所得割の額の2割を限度とします。)

[寄附金の合計額(総所得金額等×30%を限度とします。)-2千円]×(90%-所得税の税率×1.021)

～寄附金税額控除に係る申告特例制度(ワンストップ特例)を申請された方へ～

「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」を提出されている方で、確定申告や住民税の申告をされる方は、すべての寄附金について申告が必要です。寄附先が発行する受領証を添付してください。申告書に記載がない場合は、寄附金控除が適用されませんのでご注意ください。

【令和元年(平成31年)中はまったく所得がなかった方や、令和2年1月1日現在は市外に居住していた方】

※申告書裏面(9)に記入してください。

あなたが平成31年1月1日から令和元年12月31日までの1年間に、全期間を通じて所得がなかった場合(遺族年金・障害年金のみで生活していた場合も含む。)は、記入例を参考にして該当する欄に、具体的に記入してください。

※遺族年金・障害年金を受けている方は、該当する箇所について、受給金額を記入してください。

(9)平成31年1月1日から令和元年12月31日までの間に収入がなかった方などの記入欄

1.下記の者から扶養、援助(仕送り等)を受けていた。 住所 田辺市新屋敷町1番地 氏名 田辺 太郎 続柄 父
2.失業中であつた。 H30年12月15日から 現在 1月 日 まで 雇用保険(失業保険)受給 (有・無)
3.学生であつた。(令和2年1月1日現在で記入) 学校名 ○○大学 (※ 令和3年3月卒業予定)
4.病気療養中であつた。 H31年4月20日から R1年10月15日 まで 自宅・病院で療養
5.(<input checked="" type="checkbox"/> 遺族年金・ <input type="checkbox"/> 障害年金・ <input type="checkbox"/> その他(恩給等))で生活をしていた。 支払者 日本年金機構 年間受給額 1,500,000 円
6.令和2年1月1日現在は田辺市以外に居住していた。 住所 (居所) ○○県××市△△町1番地
7.その他の理由で収入のなかった方は、具体的に記入してください。 平成31年3月大学卒業後、資格取得のため勉強中であり、収入がありませんでした。

<令和2年度から実施される市民税・県民税の主な変更内容について>

○ふるさと納税制度の見直し

ふるさと納税の対象となる寄附金は、一定の基準に基づき総務大臣が指定した地方公共団体に対するものに限定されました。

これに伴い、指定対象外の団体に対して令和元年6月1日以降に支出された寄附金については、ふるさと納税の対象外となります。

○住宅ローン控除の適用期限の延長

令和元年10月から令和2年12月までの間に、住宅を取得し居住の用に供した場合における所得税の住宅ローン控除の控除期間が10年から13年に延長されました。

延長された控除期間においては、所得税から控除しきれない額について、現行制度と同じ控除限度額の範囲内で、市民税・県民税から控除されます。

収入金額等及び所得金額（申告書の裏面の明細も記入してください。）

- **収入金額** …… 前年中に収入することの確定した金額（売掛金、現物収入、自家消費商品を含む。）を記入してください。
- **必要経費** …… 収入を得るために直接必要な売上原価や販売費、管理費その他の費用です。事業に係る地代家賃や減価償却費などをいい、日常家事に要した経費は含まれません。
- **事業専従者** …… あなたと生計を一にする配偶者や15歳以上のその他の親族で、あなたの事業1年を通じて6ヶ月を超える期間専ら従事した方がいる場合には、配偶者が86万円、その他の親族等が50万円を必要経費とみなします。（専従者控除前所得が少ない場合はこの金額にはなりません。）
- **所得金額** …… 収入金額から、必要経費を差し引いた金額（給与所得金額は給与収入金額から給与所得控除額を、公的年金等に係る雑所得金額は公的年金等収入金額から公的年金等控除額を、それぞれ差し引いた金額。）を記入してください。

① 営業等	販売業、飲食店業などから生じる所得や自由職業（医師、弁護士、作家、俳優、外交員、大工等）などから生じる所得。（農業以外の事業から生じる所得。）																										
② 農業	農産物の生産、果樹などの栽培、農家が兼営する家畜などの飼育の事業などから生じる所得。																										
③ 不動産	土地や建物、不動産の上に存する権利、船舶、航空機などの貸付けから生じる所得。																										
④ 利子	<p>預貯金及び公社債の利子、公社債投資信託などの収益の分配に係る所得。 次の所得については、申告する必要はありません。</p> <p>(1) 所得税で源泉分離課税され、都道府県民税利子割を分離課税された利子所得。 (2) 所得税で非課税とされる障害者等の少額預金などの利子所得。</p>																										
⑤ 配当	法人から受ける利益の配当や剰余金の分配、投資信託の収益の分配などに係る所得。																										
⑥ 給与	<p>勤務先から受ける給料や賞与など。⇒給与の収入金額(カ)に必ず記入してください。 給与所得金額の速算表 …… 給与等の収入金額に応じて、次により計算します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>給与等の収入金額の合計額</th> <th>給与所得の金額</th> <th>給与等の収入金額の合計額</th> <th>給与所得の金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>円 ～ 650,999</td> <td>0円</td> <td>円 1,628,000 ～ 1,799,999</td> <td rowspan="3"> $\left(\begin{array}{l} \text{給与等の収入金額の合計額} \\ \div 4 = A \\ \text{(千円未満の端数切捨て)} \end{array} \right)$ 「A×2.4」で求めた金額 「A×2.8-180,000円」で求めた金額 「A×3.2-540,000円」で求めた金額 </td> </tr> <tr> <td>651,000 ～ 1,618,999</td> <td> $\left(\begin{array}{l} \text{給与等の収入金額の合計額} \\ - 650,000 \text{円} \end{array} \right)$ </td> <td>1,800,000 ～ 3,599,999</td> </tr> <tr> <td>1,619,000 ～ 1,619,999</td> <td>969,000円</td> <td>3,600,000 ～ 6,599,999</td> </tr> <tr> <td>1,620,000 ～ 1,621,999</td> <td>970,000円</td> <td>6,600,000 ～ 9,999,999</td> <td>「収入金額×90%-1,200,000円」で求めた金額</td> </tr> <tr> <td>1,622,000 ～ 1,623,999</td> <td>972,000円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1,624,000 ～ 1,627,999</td> <td>974,000円</td> <td>10,000,000 ～</td> <td>「収入金額-2,200,000円」で求めた金額</td> </tr> </tbody> </table>	給与等の収入金額の合計額	給与所得の金額	給与等の収入金額の合計額	給与所得の金額	円 ～ 650,999	0円	円 1,628,000 ～ 1,799,999	$\left(\begin{array}{l} \text{給与等の収入金額の合計額} \\ \div 4 = A \\ \text{(千円未満の端数切捨て)} \end{array} \right)$ 「A×2.4」で求めた金額 「A×2.8-180,000円」で求めた金額 「A×3.2-540,000円」で求めた金額	651,000 ～ 1,618,999	$\left(\begin{array}{l} \text{給与等の収入金額の合計額} \\ - 650,000 \text{円} \end{array} \right)$	1,800,000 ～ 3,599,999	1,619,000 ～ 1,619,999	969,000円	3,600,000 ～ 6,599,999	1,620,000 ～ 1,621,999	970,000円	6,600,000 ～ 9,999,999	「収入金額×90%-1,200,000円」で求めた金額	1,622,000 ～ 1,623,999	972,000円			1,624,000 ～ 1,627,999	974,000円	10,000,000 ～	「収入金額-2,200,000円」で求めた金額
給与等の収入金額の合計額	給与所得の金額	給与等の収入金額の合計額	給与所得の金額																								
円 ～ 650,999	0円	円 1,628,000 ～ 1,799,999	$\left(\begin{array}{l} \text{給与等の収入金額の合計額} \\ \div 4 = A \\ \text{(千円未満の端数切捨て)} \end{array} \right)$ 「A×2.4」で求めた金額 「A×2.8-180,000円」で求めた金額 「A×3.2-540,000円」で求めた金額																								
651,000 ～ 1,618,999	$\left(\begin{array}{l} \text{給与等の収入金額の合計額} \\ - 650,000 \text{円} \end{array} \right)$	1,800,000 ～ 3,599,999																									
1,619,000 ～ 1,619,999	969,000円	3,600,000 ～ 6,599,999																									
1,620,000 ～ 1,621,999	970,000円	6,600,000 ～ 9,999,999	「収入金額×90%-1,200,000円」で求めた金額																								
1,622,000 ～ 1,623,999	972,000円																										
1,624,000 ～ 1,627,999	974,000円	10,000,000 ～	「収入金額-2,200,000円」で求めた金額																								
⑦ 雑	<p>●雑所得の金額の計算（次の算式によって計算します。）</p> <p>①公的年金等の収入金額-公的年金等控除額 公的年金等（恩給・国民年金・厚生年金・公務員の共済年金など。ただし、障害年金、遺族年金は除く。）に係る所得。⇒公的年金等の収入金額(キ)に必ず記入してください。 公的年金等に係る雑所得金額の速算表 …… 公的年金等の収入金額に応じて、次により計算します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年金を受け取る方の年齢</th> <th>公的年金等の収入金額の合計額</th> <th>公的年金等に係る雑所得の金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">65歳以上の方 (昭和30年1月1日以前生まれ)</td> <td>330万円未満</td> <td>収入金額-120万円</td> </tr> <tr> <td>330万円以上 410万円未満</td> <td>収入金額×75%-37万5千円</td> </tr> <tr> <td>410万円以上 770万円未満</td> <td>収入金額×85%-78万5千円</td> </tr> <tr> <td>770万円以上</td> <td>収入金額×95%-155万5千円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">65歳未満の方 (昭和30年1月2日以後生まれ)</td> <td>130万円未満</td> <td>収入金額-70万円</td> </tr> <tr> <td>130万円以上 410万円未満</td> <td>収入金額×75%-37万5千円</td> </tr> <tr> <td>410万円以上 770万円未満</td> <td>収入金額×85%-78万5千円</td> </tr> <tr> <td>770万円以上</td> <td>収入金額×95%-155万5千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>②公的年金等以外の雑所得に係る総収入金額-必要経費 作家以外の方が受ける原稿料や印税、個人年金、互助年金など。</p>	年金を受け取る方の年齢	公的年金等の収入金額の合計額	公的年金等に係る雑所得の金額	65歳以上の方 (昭和30年1月1日以前生まれ)	330万円未満	収入金額-120万円	330万円以上 410万円未満	収入金額×75%-37万5千円	410万円以上 770万円未満	収入金額×85%-78万5千円	770万円以上	収入金額×95%-155万5千円	65歳未満の方 (昭和30年1月2日以後生まれ)	130万円未満	収入金額-70万円	130万円以上 410万円未満	収入金額×75%-37万5千円	410万円以上 770万円未満	収入金額×85%-78万5千円	770万円以上	収入金額×95%-155万5千円					
年金を受け取る方の年齢	公的年金等の収入金額の合計額	公的年金等に係る雑所得の金額																									
65歳以上の方 (昭和30年1月1日以前生まれ)	330万円未満	収入金額-120万円																									
	330万円以上 410万円未満	収入金額×75%-37万5千円																									
	410万円以上 770万円未満	収入金額×85%-78万5千円																									
	770万円以上	収入金額×95%-155万5千円																									
65歳未満の方 (昭和30年1月2日以後生まれ)	130万円未満	収入金額-70万円																									
	130万円以上 410万円未満	収入金額×75%-37万5千円																									
	410万円以上 770万円未満	収入金額×85%-78万5千円																									
	770万円以上	収入金額×95%-155万5千円																									
⑧ 総合課税の譲渡一時	<p>自動車、船舶、機械、特許権、漁業権、書画、骨とう、貴金属などの資産の譲渡から生じる所得。 長期譲渡に該当するもの …… 保有期間が5年を超えて譲渡した場合 短期譲渡に該当するもの …… 保有期間が5年以内で譲渡した場合 「特別控除額」は、通常の場合は最高50万円ですが、収用があった場合などには特例を受けることができます。</p> <p>懸賞や福引きの賞金品、競馬や競輪の払戻金、生命保険の一時金や満期返戻金等のような一時的に生じる所得。 「特別控除額」は、通常の場合は最高50万円です。</p>																										

市民税・県民税 税額速算表

所得割の税率				均等割額	
市民税		県民税		市民税	県民税
課税標準	税率	課税標準	税率		
一律	6%	一律	4%	3,500円	2,000円

◎県民税均等割額のうち500円は「紀の国森づくり税」です。
◎後日地方税法等の改正によって控除額が変更された場合は、それによって計算いたします。

所得から差し引かれる金額に関する事項

◎市民税・県民税と所得税では、所得控除額が異なるため、所得税を納めなくてよい方でも、市民税・県民税を納めていただかなければならない場合があります。

<p>⑩ 雑損控除</p>	<p>前年中にあなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族（前年の総所得金額等が38万円以下の者）が、災害又は盗難若しくは横領によって住宅や家財（生活に通常必要でない資産等を除く。）などに損害を受けた場合には、雑損控除を受けることができます。</p> <p>※災害等に関連してやむを得ない支出をした金額についての領収書を添付又は提示してください。</p> <p>※雑損控除額は、次の(1)又は(2)のいずれか多い方の金額です。</p> <p>(1)損害金額－保険金などで補填される金額－総所得金額等×10%</p> <p>(2)災害関連支出の金額－5万円</p>																								
<p>⑪ 医療費控除</p>	<p>【医療費控除】 前年中にあなたが、あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った医療費で通常必要と認められるもの及び介護保険サービス等の対価で認められるものの合計額が一定額を超える場合には、医療費控除を受けることができます。</p> <p>「保険金などで補填される金額」には、病院などに支払った医療費のうち後日、生命保険会社などから支給された金額を記入してください。</p> <p>※医療費控除額の計算 <控除限度額 200万円> 支払った医療費－保険金などで補填される金額＝(A) 総所得金額等×5%＝(B) (B)と10万円のいずれか少ない方の金額＝(C)</p> <p style="text-align: center;">} 医療費控除額＝(A)－(C)</p> <p>【セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)】 前年中にあなたが、健康の保持増進及び疾病の予防への取組として一定の健康診査や予防接種などを行い、あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族のために特定一般用医薬品等購入費(医師によって処方される医療用医薬品から薬局などで購入できるOTC医薬品に転用された医薬品の購入費)を支払った場合には、セルフメディケーション税制の適用を受けることができます。なお、この控除を受ける方は、通常の医療費控除を受けることができません。</p> <p>※「セルフメディケーション税制」の適用を受ける方は、一定の取組を行ったことを明らかにする書類(領収書又は結果通知表等)を添付又は提示してください。</p> <p>※セルフメディケーション税制の控除額の計算 <控除限度額 8万8千円> 支払った金額－保険金などで補填される金額＝(A) 医療費控除額＝(A)－12,000円</p> <p>※「医療費控除の明細書」、「セルフメディケーション税制の明細書」を添付し、医療費の領収書は自宅で5年間保存してください。なお、医療保険者から交付を受けた医療費通知(健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」など)を添付すると、明細の記入を省略できます。</p> <p>令和2年度(令和元年(平成31年)分)までの申告については、領収書などを添付することもできます。</p>																								
<p>⑫ 社会保険料控除</p>	<p>前年中にあなたが、あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族が負担すべき社会保険料(国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険、雇用保険、国民年金、厚生年金など)を支払った場合には、その支払った金額の全額について社会保険料控除を受けることができます。ただし、配偶者その他の親族が受け取る年金から引落しされている介護保険料等は、あなたの控除の対象にはなりません。</p> <p>※国民年金保険料等の証明書等を添付又は提示してください。</p>																								
<p>⑬ 小規模企業共済等掛金控除</p>	<p>前年中にあなたが、小規模企業共済掛金(旧第二種共済掛金を除く。)、確定拠出年金法に規定する年金加入者掛金、市町村が実施する心身障害者扶養共済制度の掛金を支払った場合には、その掛金の全額について小規模企業共済等掛金控除を受けることができます。</p> <p>※支払った掛金額の証明書等を添付又は提示してください。</p>																								
<p>⑭ 生命保険料控除</p>	<p>前年中にあなたが、あなたやあなたの配偶者その他の親族を受取人とする一般生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料を支払った場合には、生命保険料控除を受けることができます。</p> <p>一般生命保険料及び個人年金保険料については、新制度(平成24年1月1日以後締結分)と旧制度(平成23年12月31日以前締結分)に分けて、記入してください。</p> <p>※支払額などの証明書(生命保険会社等が発行する証明書)を添付又は提示してください。</p> <p>※生命保険料控除額の計算 <控除限度額 7万円> 一般生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料に分けて、下表により控除額を計算してください。それぞれの控除額を合計した金額が生命保険料控除額となりますが、全体の控除限度額は7万円です。なお、一般生命保険料又は個人年金保険料にそれぞれ新制度と旧制度の双方がある場合には、それぞれの計算区分によって計算した控除額の合計額(控除限度額28,000円)と、旧制度の計算区分によって計算した控除額のいずれか有利な方を選択してください。</p> <table border="1" data-bbox="343 1467 1013 1657"> <thead> <tr> <th>契約</th> <th>保険料等の区分</th> <th>支払保険料等の金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">新制度</td> <td rowspan="4">一般生命保険料 個人年金保険料 介護医療保険料</td> <td>12,000円以下</td> <td>支払保険料等の全額</td> </tr> <tr> <td>12,000円超 32,000円以下</td> <td>支払保険料等 × 1/2 + 6,000円</td> </tr> <tr> <td>32,000円超 56,000円以下</td> <td>支払保険料等 × 1/4 + 14,000円</td> </tr> <tr> <td>56,000円超</td> <td>28,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">旧制度</td> <td rowspan="4">一般生命保険料 個人年金保険料</td> <td>15,000円以下</td> <td>支払保険料等の全額</td> </tr> <tr> <td>15,000円超 40,000円以下</td> <td>支払保険料等 × 1/2 + 7,500円</td> </tr> <tr> <td>40,000円超 70,000円以下</td> <td>支払保険料等 × 1/4 + 17,500円</td> </tr> <tr> <td>70,000円超</td> <td>35,000円</td> </tr> </tbody> </table>	契約	保険料等の区分	支払保険料等の金額	控除額	新制度	一般生命保険料 個人年金保険料 介護医療保険料	12,000円以下	支払保険料等の全額	12,000円超 32,000円以下	支払保険料等 × 1/2 + 6,000円	32,000円超 56,000円以下	支払保険料等 × 1/4 + 14,000円	56,000円超	28,000円	旧制度	一般生命保険料 個人年金保険料	15,000円以下	支払保険料等の全額	15,000円超 40,000円以下	支払保険料等 × 1/2 + 7,500円	40,000円超 70,000円以下	支払保険料等 × 1/4 + 17,500円	70,000円超	35,000円
契約	保険料等の区分	支払保険料等の金額	控除額																						
新制度	一般生命保険料 個人年金保険料 介護医療保険料	12,000円以下	支払保険料等の全額																						
		12,000円超 32,000円以下	支払保険料等 × 1/2 + 6,000円																						
		32,000円超 56,000円以下	支払保険料等 × 1/4 + 14,000円																						
		56,000円超	28,000円																						
旧制度	一般生命保険料 個人年金保険料	15,000円以下	支払保険料等の全額																						
		15,000円超 40,000円以下	支払保険料等 × 1/2 + 7,500円																						
		40,000円超 70,000円以下	支払保険料等 × 1/4 + 17,500円																						
		70,000円超	35,000円																						
<p>⑮ 地震保険料控除</p>	<p>前年中にあなたが、あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族が所有する住居用家屋や生活用動産にかかる損害保険契約等について、地震等損害部分の保険料を支払った場合には、地震保険料控除を受けることができます。ただし、経過措置として平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約等(保険期間が10年以上で満期返戻金があるもの)に係る保険料(旧長期損害保険料)については、従前の長期損害保険料控除を適用することができます。</p> <p>※支払額などの証明書(損害保険会社等が発行する証明書)を添付又は提示してください。</p> <p>※地震保険料控除額の計算 <控除限度額 2万5千円> 地震保険料と旧長期損害保険料に分けて、下表により控除額を計算してください。それぞれの控除額を合計した金額が地震保険料控除額となりますが、全体の控除限度額は2万5千円です。</p> <table border="1" data-bbox="343 1892 1013 2016"> <thead> <tr> <th>保険料区分</th> <th>支払保険料等の金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">地震保険料</td> <td>50,000円以下</td> <td>支払保険料等 × 1/2</td> </tr> <tr> <td>50,000円超</td> <td>25,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">旧長期損害保険料</td> <td>5,000円以下</td> <td>支払保険料等の全額</td> </tr> <tr> <td>5,000円超 15,000円以下</td> <td>支払保険料等 × 1/2 + 2,500円</td> </tr> <tr> <td>15,000円超</td> <td>10,000円</td> </tr> </tbody> </table>	保険料区分	支払保険料等の金額	控除額	地震保険料	50,000円以下	支払保険料等 × 1/2	50,000円超	25,000円	旧長期損害保険料	5,000円以下	支払保険料等の全額	5,000円超 15,000円以下	支払保険料等 × 1/2 + 2,500円	15,000円超	10,000円									
保険料区分	支払保険料等の金額	控除額																							
地震保険料	50,000円以下	支払保険料等 × 1/2																							
	50,000円超	25,000円																							
旧長期損害保険料	5,000円以下	支払保険料等の全額																							
	5,000円超 15,000円以下	支払保険料等 × 1/2 + 2,500円																							
	15,000円超	10,000円																							

⑯ 寡婦控除	あなたが次のいずれかに該当する場合には、26万円(前年の合計所得金額が500万円以下で、扶養親族である子がいる方は30万円)の寡婦控除を受けることができます。 (1)前年の12月31日現在、夫と死別又は離婚した後婚姻をしていない方や夫の生死が明らかでない方で、扶養親族や前年の総所得金額等が38万円以下の生計を一にする子がいる方。 (2)前年の12月31日現在、夫と死別した後婚姻をしていない方や夫の生死が明らかでない方で、前年の合計所得金額が500万円以下の方。																																										
	前年の12月31日現在、あなたが次の(1)~(3)のすべてに該当する場合には、26万円の寡夫控除を受けることができます。 (1)妻と死別又は離婚した後婚姻をしていない方、あるいは妻の生死が明らかでない方。 (2)前年の総所得金額等が38万円以下の生計を一にする子がいる方。 (3)前年の合計所得金額が500万円以下の方。																																										
寡夫控除																																											
⑰ 勤労学生控除	前年の12月31日現在、あなたが特定の学校の学生、生徒、児童に該当し、前年中に勤労による給与と所得等があり、前年の合計所得金額が65万円以下で、かつ、給与と所得等以外の所得が10万円以下の場合には、26万円の勤労学生控除を受けることができます。																																										
⑱ 障害者控除	前年の12月31日現在、あなたやあなたの同一生計配偶者、扶養親族が次のいずれかに該当する場合には、1人につき26万円(特別障害者に該当する場合は30万円)の障害者控除を受けることができます。また、同居特別障害者に該当する場合には、1人につき53万円の障害者控除を受けることができます。 ※「同一生計配偶者」とは、あなたと生計を一にする配偶者(青色事業専従者等を除く。)のうち、前年の合計所得金額が38万円以下の方。 ※「同居特別障害者」とは、特別障害者である同一生計配偶者や扶養親族で、あなたや配偶者、生計を一にする親族のどなたかとの同居を常としている方。																																										
	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>身体障害者手帳</td> <td>療育手帳</td> <td>精神障害者保健福祉手帳</td> <td>戦傷病者手帳</td> </tr> <tr> <td>特別障害者</td> <td>1級・2級</td> <td>A</td> <td>1級</td> <td>特別項症から第3項症</td> </tr> <tr> <td>その他障害者</td> <td>3級～6級</td> <td>B</td> <td>2級・3級</td> <td>第4項症以下</td> </tr> </table> <p>※上記以外でも障害者控除を受けられる場合があります。</p>		身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳	戦傷病者手帳	特別障害者	1級・2級	A	1級	特別項症から第3項症	その他障害者	3級～6級	B	2級・3級	第4項症以下																											
	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳	戦傷病者手帳																																							
特別障害者	1級・2級	A	1級	特別項症から第3項症																																							
その他障害者	3級～6級	B	2級・3級	第4項症以下																																							
⑲ 配偶者控除	前年の12月31日(年途中で死亡した場合には死亡した日)現在、あなたと生計を一にする配偶者(青色事業専従者等を除く。)のうち、配偶者の前年の合計所得金額が38万円以下(給与と収入のみの場合は103万円以下)の場合には、配偶者控除を受けることができます。 ※ あなたの前年の合計所得金額が1,000万円を超える場合、配偶者控除を受けることはできませんが 、「同一生計配偶者」として扶養親族等の人数には含まれます。																																										
	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2"></td> <td colspan="3">あなたの合計所得金額</td> </tr> <tr> <td>900万円以下</td> <td>900万円超 950万円以下</td> <td>950万円超 1,000万円以下</td> </tr> <tr> <td>控除対象配偶者</td> <td>33万円</td> <td>22万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>老人控除対象配偶者(70歳以上)</td> <td>38万円</td> <td>26万円</td> <td>13万円</td> </tr> </table>		あなたの合計所得金額			900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	控除対象配偶者	33万円	22万円	11万円	老人控除対象配偶者(70歳以上)	38万円	26万円	13万円																											
	あなたの合計所得金額																																										
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下																																								
控除対象配偶者	33万円	22万円	11万円																																								
老人控除対象配偶者(70歳以上)	38万円	26万円	13万円																																								
⑳ 配偶者特別控除	前年の12月31日(年途中で死亡した場合には死亡した日)現在、あなたと生計を一にする配偶者(青色事業専従者等を除く。)のうち、配偶者の前年の合計所得金額が38万円超123万円以下の場合には、配偶者の所得金額に応じて、配偶者特別控除を受けることができます。ただし、 あなたの前年の合計所得金額が1,000万円を超える場合、配偶者特別控除を受けることはできません。																																										
	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">配偶者の合計所得金額</td> <td colspan="3">あなたの合計所得金額</td> </tr> <tr> <td>900万円以下</td> <td>900万円超 950万円以下</td> <td>950万円超 1,000万円以下</td> </tr> <tr> <td>38万円超 90万円以下</td> <td>33万円</td> <td>22万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>90万円超 95万円以下</td> <td>31万円</td> <td>21万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>95万円超 100万円以下</td> <td>26万円</td> <td>18万円</td> <td>9万円</td> </tr> <tr> <td>100万円超 105万円以下</td> <td>21万円</td> <td>14万円</td> <td>7万円</td> </tr> <tr> <td>105万円超 110万円以下</td> <td>16万円</td> <td>11万円</td> <td>6万円</td> </tr> <tr> <td>110万円超 115万円以下</td> <td>11万円</td> <td>8万円</td> <td>4万円</td> </tr> <tr> <td>115万円超 120万円以下</td> <td>6万円</td> <td>4万円</td> <td>2万円</td> </tr> <tr> <td>120万円超 123万円以下</td> <td>3万円</td> <td>2万円</td> <td>1万円</td> </tr> <tr> <td>123万円超</td> <td colspan="3">適用なし</td> </tr> </table>	配偶者の合計所得金額	あなたの合計所得金額			900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	38万円超 90万円以下	33万円	22万円	11万円	90万円超 95万円以下	31万円	21万円	11万円	95万円超 100万円以下	26万円	18万円	9万円	100万円超 105万円以下	21万円	14万円	7万円	105万円超 110万円以下	16万円	11万円	6万円	110万円超 115万円以下	11万円	8万円	4万円	115万円超 120万円以下	6万円	4万円	2万円	120万円超 123万円以下	3万円	2万円	1万円	123万円超	適用なし	
配偶者の合計所得金額	あなたの合計所得金額																																										
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下																																								
38万円超 90万円以下	33万円	22万円	11万円																																								
90万円超 95万円以下	31万円	21万円	11万円																																								
95万円超 100万円以下	26万円	18万円	9万円																																								
100万円超 105万円以下	21万円	14万円	7万円																																								
105万円超 110万円以下	16万円	11万円	6万円																																								
110万円超 115万円以下	11万円	8万円	4万円																																								
115万円超 120万円以下	6万円	4万円	2万円																																								
120万円超 123万円以下	3万円	2万円	1万円																																								
123万円超	適用なし																																										
㉑ 扶養控除	前年の12月31日(年途中で死亡した場合には死亡した日)現在、あなたと生計を一にする配偶者以外の親族(他の方の扶養親族とされている方や青色事業専従者等を除く。)のうち、扶養親族の前年の合計所得金額が38万円以下の場合には、扶養控除を受けることができます。 ※ 16歳未満の扶養親族については、扶養控除を受けることができませんが、市民税・県民税の非課税限度額の算定等において扶養親族等の人数には含まれます。 ※「同居老親等」とは、老人扶養親族のうちあなたや配偶者の直系尊属で、あなたや配偶者との同居を常としている方。																																										
	<p>※ 扶養控除額</p> <table> <tr> <td>一般扶養親族(平成13年1月2日～平成16年1月1日生まれ)</td> <td>33万円</td> </tr> <tr> <td>〃(昭和25年1月2日～平成9年1月1日生まれ)</td> <td>33万円</td> </tr> <tr> <td>特定扶養親族(平成9年1月2日～平成13年1月1日生まれ)</td> <td>45万円</td> </tr> <tr> <td>老人扶養親族(昭和25年1月1日以前生まれ)</td> <td>38万円</td> </tr> <tr> <td>同居老親等(昭和25年1月1日以前生まれ)</td> <td>45万円</td> </tr> </table>	一般扶養親族(平成13年1月2日～平成16年1月1日生まれ)	33万円	〃(昭和25年1月2日～平成9年1月1日生まれ)	33万円	特定扶養親族(平成9年1月2日～平成13年1月1日生まれ)	45万円	老人扶養親族(昭和25年1月1日以前生まれ)	38万円	同居老親等(昭和25年1月1日以前生まれ)	45万円																																
一般扶養親族(平成13年1月2日～平成16年1月1日生まれ)	33万円																																										
〃(昭和25年1月2日～平成9年1月1日生まれ)	33万円																																										
特定扶養親族(平成9年1月2日～平成13年1月1日生まれ)	45万円																																										
老人扶養親族(昭和25年1月1日以前生まれ)	38万円																																										
同居老親等(昭和25年1月1日以前生まれ)	45万円																																										
㉒ 基礎控除	33万円																																										